

職開発0701第1号
職保発0701第1号
平成23年7月1日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用開発課長
雇用保険課長

東京電力福島第一原子力発電所の影響を踏まえた「激甚災害法の雇用保険の特例措置」及び「雇用調整助成金」の取扱いについて

標記については、平成23年4月22日付け職開発0422第1号・職保発0422第1号「福島原子力発電所の影響を踏まえた「雇用調整助成金」及び「激甚災害法の雇用保険の特例措置」の取扱いについて」により、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」における「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第25条に基づく雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金等の適用について通知したところである。

今般、上記の取扱いに加えて、東京電力福島第一原子力発電所の影響により、「計画的避難区域」及び「警戒区域」の外であって、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される特定の地点について、「特定避難勧奨地点」として特定することとされたところ、同地点に所在する事業所に係る雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金等の適用については、下記の通りとすることとしたので、その周知も含め業務運営に遺漏のないようお願いする。

記

1. 雇用保険の特例措置について

「特定避難勧奨地点」に所在する事業所が、「事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるとき」は、同法第25条に基づく雇用保険の特例措置の適用を受けることとなること。

2. 雇用調整助成金等について

「特定避難勧奨地点」については、「政府として一律に避難を指示したり、産業活動を規制すべき状況にはない」とされていることから、経済上の理由により事業活動が縮小し休業等を実施した場合等、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件を満たす事業所については、同助成金の助成対象となること。

3. 上記の取扱いについては、別紙も参照しつつ、雇用保険の特例措置と雇用調整助成金を必ずセットにして周知や説明を行うこと。

福島原発の事故に伴う計画的避難区域等及び震災に係る
雇用保険の特例及び雇用調整助成金の取扱いについて

		雇用保険の特例	雇用調整助成金
原発関係	警戒区域 (及びかつての 屋内退避区域)	○	△ (避難先などで事業継続のための準備活動を行っている場合や避難先などに移転して実際に事業を継続している場合は利用可能)
	計画的避難区域	○	△(※1) (避難先などで事業継続のための準備活動を行っている場合や避難先などに移転して実際に事業を継続している場合は利用可能)
	緊急時避難準備区域	○	○
	特定避難勧奨地点	○	○
	かつて屋内退避区域であって、上記以外のところ	○(※2)	○
震災関係	震災により直接の被害を受け休業	○ (事業の休廃止が要件)	△ (修理業者の手配や物品調達が困難なため、早期の修復が不可能であり事業活動が縮小すれば対象)
	震災の間接的影響により休業 (原材料の調達不能等)	×	○

(※1) 計画的避難区域に指定される前に雇用調整助成金の利用を開始した事業主については、引き続き利用可能。

(※2) 屋内退避区域として特例給付が認められていたことを考慮し、当分の間の経過措置として、対象とする。